

(事例69) 25歳男性、機器整備業、色覚異常のため運転業務等の禁止

類型	症候	疾患
2, 5	2. 色覚異常	2. 色覚異常

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 25歳、男性、既往特記なし</p> <p>2) 業種、作業内容 機器の整備、保守点検</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 色覚異常</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 一部の機器運転等の特定業務の禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など) 車掌等の特定業務に就くために、医学適性検査を定期健康診断と同時に実施。 実際には就業制限ではなく、医学適性検査で「他職適」と判定し 当該業務に就かない様に配慮した(社内の決定事項)。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>⑤ 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合 (例: 弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>色覚異常は入社以前より指摘されており、本人の自覚もあつたため、 就業制限に関する受け入れは良好であった。</p>		